

処方せんに関するお知らせ

- ・当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。
- ・後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方せんを発行すること）を行う場合があります。
- ・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

【後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは】

新薬の特許期間満了後、厚生労働省の承認を得て製造・販売されるお薬のことです。

新薬に比べて開発費が大幅に削減できるため、新薬と同じ有効成分・同等の効き目でありながら、お薬の価格を低く抑えることができます。

そのため患者さんの個人の医療費負担を軽くするだけでなく、国全体の医療費削減にも大きく貢献することが期待されています。

【一般名処方とは】

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。

そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さんに必要なお薬が提供しやすくなります。